

掛川市告示22号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の
収納事務を委託した。

平成29年3月21日

掛川市長 松 井 三 郎

1 委託先

名 称	所 在 地
国分グロースーチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社スリーエフ	横浜市中区日本大通17番地
株式会社セコマ	札幌市中央区南九条西五丁目421番地
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

2 委託した収納事務

- (1) 掛川市汚水処理施設条例（平成17年掛川市条例第96号）の規定に基づく汚水処理施設使用料の収納事務
- (2) 掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）の規定に基づく公共下水道使用料の収納事務
- (3) 掛川市農業集落排水処理施設条例（平成17年掛川市条例第99号）の規定に基づく農業集落排水処理施設使用料の徴収事務
- (4) 掛川市戸別浄化槽条例（平成17年掛川市条例第101号）の規定に基づく戸別浄化槽使用料の

収納事務

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで